



埼玉県報

第 2879 号
平成 29 年(2017 年)
3 月 3 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県道路交通法施行細則及び応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部を改正する規則（運転免許課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 県税の収納事務に係る告示（税務課）
- 市民管理協定の認定（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 29 年度前期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 平成 29 年度随時実施技能検定の実施（産業人材育成課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 川口都市計画保育所の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（越谷建築安全センター）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

規 則

埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県水源地域保全条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則及び応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則及び応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第13号中「大型自動車」の次に「、中型自動車、準中型自動車」を加え、同条第14号中「第71条の6第1項」の次に「及び第2項」を、「付けた」の次に「準中型自動車及び」を加える。

第13条中「別記第14」を「別記様式第14」に改める。

第18条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 法第89条第1項に規定する免許の申請をする者にあつては別記様式第14の2、別記様式第14の2の2又は別記様式第14条の2の3の申請書、法第89条第3項前段に規定する技能検査を受けようとする者にあつては別記様式第14の2の4の申請書、規則第18条の5に規定する限定解除の審査を受けようとする者にあつては別記様式第14の2の5の限定解除審査申請書、法第100条の2第5項に規定する再試験を受けようとする者にあつては別記様式第14の2の6の申込書

第18条第1項第7号を削る。

第18条の3の次に次の1条を加える。

(臨時認知機能検査等の通知)

第18条の3の2 法第101条の7第2項に規定する臨時認知機能検査の通知は別記様式第14の2の7の通知書によって、法第101条の7第5項に規定する臨時高齢者講習の通知は別記様式第14の2の8の通知書によってそれぞれ行うものとする。

第18条の4第1項中「別記様式第14の2」を「別記様式第14の2の9」に、「別記様式第

14の2の2」を「別記様式第14の2の10」に改める。

第24条の2中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。

第25条の見出しを「（臨時適性検査等の通知）」に改め、同条第1項中「該当する者」を「規定する臨時適性検査を実施する場合」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第102条第1項から第3項までに規定する医師の診断書の提出を命ずる場合は、別記様式第17の3の命令書によって行うものとする。

別記様式第9及び別記様式第9の2中

セ 使用の本拠における自動車台数 運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
		大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽					
	運転者数	免許種別	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	小型	大型	普通	小	計
			一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	大自二	普自二	特	
		専従												
	予備													

を

セ 使用の本拠における自動車台数 運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計	
		大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽				
	運転者数	免許種別	大型	中型	準中型	普通	大型	中型	準中型	普通	大型	小型	大型	普通	計
			一種	二種	一種	二種	準中型	一種	二種	一種	二種	大自二	普自二	小特	
		専従													
	予備														

に改める。

別記様式第14の2の2を別記様式第14の2の10とし、別記様式第14の2を別記様式第14の2の9とし、別記様式第14の次に次の8様式を加える。

別記様式第14の2（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	運転免許申請書（正）										写真貼付欄							
	埼玉県公安委員会 殿					申請日	年 月 日				学科免除者は 写真は不要 縦3cm×横2.4cm 無帽、無背景、上三分身 6か月以内に 撮影したもの							
登録番号	初めてのの方は記載しないでください。											新免許条件						
受けようとする 免許の種類 (○を付ける。)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	仮免 大 中 準 普 型 型 中 通		受験番号
生年月日	昭・平・				年			月			日	性別	男・女					
氏 名	フリガナ	(姓)					(名)					携 帯 電 話 番 号						
本 籍																		
住 所	埼玉県																	
今回設定する 暗証番号	※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。□					教習所名					教習所コード							
	①	□	□	□	□	②	□	□	□	□	□							

記載時の注意事項
三二一
生文字は、太線内を黒色ボールペンに記載してください。該当するものを○で囲ってください。

免許証番号	免許証番号は合格後に記載してください。					試験免除事由	修了検定合格者	学 合
							学科・技能試験免除	
							再試験取消学技免	
備 考							外国免許	技 合
							判 定	

適 性 試 験					
視 力	裸眼	右		聴 力	
		左		運動能力	
		両		色彩識別	
	眼鏡等	右		深視力	
		左		視 野	
		両			

別記様式第14の2の2（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	運転免許申請書（併記・正）										写真貼付欄									
	埼玉県公安委員会 殿					申請日	年 月 日					学科免除者は 写真は不要 縦3cm×横2.4cm 無帽、無背景、上三分身 6か月以内に 撮影したもの								
登録番号	初めての方は記載しないでください。										新免許条件									
受けようとする 免許の種類 (○を付ける。)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	仮免 大	仮免 中	仮免 準 中 型	仮免 普 通	受験番号
生年月日	昭・平・				年			月			日	性別	男・女							
氏名	フリガナ		(姓)					(名)					携 帯							
													電 話 番 号							
今回設定する 暗証番号	※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。□										教習所名			教習所コード						
	①						②													

記載時の注意事項
三二一
生年
文字
年月
日の
の年
号及
び性
別欄
は、
該当
する
もの
を○
で囲
んで
くださ
い。

運転免許証の写し（表）	運転免許証の写し（裏）
-------------	-------------

免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。			試験 免除 事由	修了検定合格者	学 合	
					学科・技能試験免除		
					再試験取消学技免		
備 考					外国免許	技 合	
					判 定		

適 性 試 験					
視 力	裸 眼	右		聴 力	
		左		運動能力	
		両		色彩識別	
	眼 鏡 等	右		深視力	
		左		視 野	
		両			

別記様式第14の2の3（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	運転免許申請書（失効・正）										写真貼付欄										
	埼玉県公安委員会 殿					申請日	年 月 日				縦3cm×横2.4cm 無帽、無背景、上三分身 6か月以内に 撮影したもの										
登録番号	初めてのの方は記載しないでください。										新免許条件										
受けようとする 免許の種類 (○を付ける。)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	仮 免	大 型	中 型	準 中 型	普 通	受 験 番 号
生年月日	昭・平・				年			月			日	性 別	男 ・ 女								
氏 名	フリガナ (姓)				(名)				電 話 番 号	携 帯 自 宅											
本 籍																					
住 所	埼玉県																				
免許証番号	期限切れの免許証番号を記載してください。										証 明 書 類 等	有 ・ 無									
今回設定する 暗証番号	※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。□										試 験 免 除 理 由										
	①				②																
	1 - 1		やむ失効・継続（今回）																		
	1 - 2		やむ失効・継続（前回から）																		
	1 - 3		うっかり失効																		
	2 -		やむ失効（6か月経過）																		

記載時の注意事項
三二一
文字は太線内を黒色ボールペンで記載してください。該当するものを○で囲んでください。

有効期限	年 月 日
やむ発生日	年 月 日
やんだ日	年 月 日

備 考	
--------	--

	学 合
判 定	技 合

適 性 試 験					
視 力	裸 眼	右		聴 力	
		左		運 動 能 力	
	眼 鏡 等	右		色 彩 識 別	
		左		深 視 力	
		両		視 野	

※ 手数料（埼玉県収入証紙）を貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

<h2 style="margin: 0;">技能検査申請書</h2>											
埼玉県公安委員会 殿						年 月 日			受 験 番 号		
検査を受けようとする自動車の種類に○を付けてください。	大 型		条 件								
	中 型										
	準中型										
	普 通										
生 年 月 日	昭 ・ 平			年			月			日	
	フリガナ	(姓)	(名)			性 別	男 ・ 女				
氏 名							電 話 番 号	自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先			
仮 免 番 号											

仮 免 許 証 有 効
年 月 日 まで

受付印	技合印
-----	-----

- 記載時の注意事項
- 1 太線の枠内を記載してください。
 - 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
 - 3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第14の2の5（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は免許証をコピーしてから下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	限定解除審査申請書									
	埼玉県公安委員会 殿						年 月 日			
資料区分	5 8			審査未済 0 1		限定解除 0 2		受験番号		
免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。							受験回数 回目		
受けようとする 審査の種類 (○を付ける。)	眼鏡 等	A T 限 定	※ そ の 他	※ その他に○を付けた方は、免許の条件を記載してください。						
生年月日	昭・平・		年		月		日	性別	男 ・ 女	
フリガナ	(姓)			(名)			携帯 電話 番号	自宅		
氏 名										

運転免許証の写し（表）	運転免許証の写し（裏）

新 条 件		適 性 試 験					
		視 力	裸 眼	右		聴 力	
左				運 動 能 力			
備 考		眼 鏡 等	両		色 彩 識 別		
			右		深 視 力		
		左		視 野			
		両					

記載時の注意事項

- 1 太線の中を記載してください。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
- 3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第14の2の6（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は免許証をコピーしてから下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	再 試 験 受 験 申 込 書										
	埼玉県公安委員会 殿						年 月 日				
受験番号	4 3 8 8						受験番号				
免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。										
再試験に係る 免許の種類 (○を付ける。)	準 中 型	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付	普 大 普	通 型 通	車 自 動	二 輪 車	車 自 動	(MT · AT) (MT · AT) (無制限 · 小型) (MT · AT)
生年月日	昭・平・	年	月	日	性別	男 ・ 女					
フリガナ	(姓)			(名)			携帯				
氏 名							電話				
							番号				
							自宅				

運転免許証の写し（表）	運転免許証の写し（裏）

備考	試 験 結 果			
	学 科		技 能	

記載時の注意事項

- 1 太線の中を記載してください。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
- 3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会



臨時認知機能検査通知書

道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 が取り消される
の効力が停止される こととなります。

臨時認知機能検査 を 行 う 理 由	
臨時認知機能検査 の 場 所	
備 考	

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 印

臨時高齢者講習通知書

道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許 が取り消される
の効力が停止される こととなります。

臨時高齢者講習 を 行 う 理 由	臨時認知機能検査において認知機能が低下しているおそれがある と認められるため
臨時高齢者講習 の 場 所	
備 考	

別記様式第14の6中 「

大型	中型	普通

を 「

大型	中型	準中型	普通

」

に改める。

別記様式第16の2中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。

別記様式第17及び別記様式第17の2を次のように改める。

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 印

臨時適性検査実施通知書

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒否の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
運転免許の 保留
取り消し
効力の停止

Table with 2 columns and 4 rows. Row 1: 適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果. Row 2: 適性検査の期日. Row 3: 適性検査の場所. Row 4: 備考.

- (注) 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許試験課適性検査係に提出してください。

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 印

臨時適性検査実施通知書

道路交通法第102条第 項の規定により、あなたの臨時適性検査を次により実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法により運転免許（仮運転免許を含む。）の取消し（拒否）又は効力の停止（保留）の処分を受けることがあります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- (注) 1 運転免許（仮運転免許を含む。）を受けている方が、やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、取消し又は効力の停止の処分を受けることはありません。
- 2 運転免許（仮運転免許を除く。）試験に合格した方が、やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、更に臨時適性検査の通知（運転免許の保留）をします。
- 3 仮運転免許を受けている方が、
- (1) やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、取消しの処分を受けることはありません。
 - (2) 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合（自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合）には、取消しの処分を受けることはありません。

別記様式第17の2の次に次の1様式を加える。

年 月 日

住所

殿

さいたまけんこうあんいんかい
埼玉県公安委員会 印

しん だん しよ てい しゅつ めい れい しよ
診 断 書 提 出 命 令 書

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
- が取り消される
- の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

しん だん しよ てい しゅつ めい りゆう 診断書の提出を命ずる理由 となった認知機能検査の結果	
しん だん しよ てい しゅつ きげん 診断書の提出期限	
しん だん しよ てい しゅつ さき 診断書の提出先	
び 考 備	

別記様式第18の3を次のように改める。

整理番号

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

第90条第8項 第18条の4第2項
 道路交通法 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の5第2項
 第103条第6項 の

規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は保留
 なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の 取消し又は効力の停止
 の処分を受けることとなります。

診 断 書 の 提 出 を	
命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

- (注) 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治の医師（道路交通法90条第1項第1号の2及び同法第103条第1項第1号の2に該当して免許を保留又は効力の停止を受けた者（以下「保留又は効力の停止を受けた者」という。）にあっては、認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医））が作成した診断書であって、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（保留又は効力の停止を受けた者にあっては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであること。

別記様式第18の5中「講習予備検査（認知機能検査）受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

別記様式第24中

普通免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許

を

準中型免許 普通免許 大型二輪免許
普通二輪免許 原付免許

に、

普 通

を

普 通	準 中 型

に改める。

別記様式第25の2の2中

免○ 許を のつ 種け 類る	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二

を

免○ 許を の付 種け 類る	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二

に、

質問票を読んで回答してください。
 回答しない場合は更新手続きができません。

を

質問票を読んで回答してください。
 回答しない場合は更新手続きができません。

に改める。

※ 質問票は裏面にあります。

別記様式第25の8中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

(応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部改正)

第2条 応急救護処置指導員の資格認定に関する規則（平成6年埼玉県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「第33条第4項第2号ニ」を「第33条第5項第2号ニ」に、「及び第6項第3号」

を「、第6項第3号及び第7項第3号」に、「規定により公安委員会が」を「規定により埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まなびクラブ・リクウェイ
- 三 代表者の氏名
根岸 利一郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市上柴町西六丁目十五番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、深谷市とその周辺地域において、経済的格差や心身の疲弊により学ぶ機会の少ない境遇にある児童・生徒への等しく学ぶための場、自然環境の保全や自然科学および情報技術に関わる知識・技術を学ぶための機会、また感性を豊かにする境遇などへの支援を提供し、各自に必要な知的補充や回復の道を共有することで豊かに暮らせる地域社会の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第二百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目一番六号 株式会社アイヴィジット 代表取締役 西村 修	埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県川越県税事務所、埼玉県春日部県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	平成二十九年三月一日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
市民緑地市民管理協定（第三号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
北本市二ツ家二丁目四一番一、八二番一、八三番一、八三番三、八四番一、八四番三、八五番一、八五番二
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十八年十二月十三日から平成三十三年十二月十二日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十九年二月二十四日

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ丘市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策について

(一) 届出書三十一ページ図三の搬出入専用出入口については、No.2出入口と同様に停止線表示等の路面標示を行っていただきたい。

(二) 届出書六ページの「(2) 交通への支障を回避するための方策等」及び七ページの「(3) 交通誘導、周辺交差点への影響」において、安全な交通誘導について記載されているが、市道四百三十三号線北側の通学路への進入については、特段の配慮をお願いしたい。

(2) 防災・防犯対策等について

届出書二十六ページの「指針に基づく配慮事項」に記載されている以外にも、交通・防災・防犯等に係る市の事業及び地元自治会の活動について、ご協力いただくようお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

自動車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上で、駐車料金を徴収する場合は、「駐車場法」、「バリアフリー新法」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく変更の届出をお願いします。

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいて、車いす利用者用駐車場を設けており、今回の廃止や変更により、当該車いす利用者用駐車場がなくなる場合には、必要となる台数を別に設けてください。

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルクかごはら南店

埼玉県熊谷市新堀新田六百七十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社フーケ 代表取締役 福田豊

群馬県高崎市台町四番地十九

株式会社四五コーポレーション 代表取締役 大塚健生

東京都豊島区池袋三丁目一番一号

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

伊藤製パン株式会社 代表取締役 柳井泰道

埼玉県さいたま市岩槻区末田二千三百九十八番一

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年二月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

秩父公園橋ショッピングセンター

埼玉県秩父市中村町四丁目二千六百二十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島康広

東京都千代田区五番町一番地

株式会社ホームピック 代表取締役 石川靖男

東京都足立区東保木間一丁目十六番二十二号

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社Olympic 代表取締役 金澤良樹

東京都国分寺市本町四―十二―一

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十九年二月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク・ケーヨー宮地店

埼玉県秩父市下宮地町五千九百二十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計四者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年二月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十九年前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、粉末冶金（成形・再压缩作业）、机械加工（普通旋盘作业、数值制御旋盘作业、フライス盤作業、数值制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放电加工（数值制御彫り放电加工作业、ワイヤ放电加工作业）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部装作業、配管装作業、電気装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作业）、建具製作（木製建具手加工作业）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高

周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立て仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ニ 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

平成二十九年六月五日（月）から同年九月十日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

平成二十九年五月二十九日（月）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾</p>	<p>平成二十九年七月十六日（日）</p>

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗浄</p>	<p>平成二十九年八月二十日（日）</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成二十九年八月二十七日（日）</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びブラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工</p>	<p>平成二十九年九月三日（日）</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
- (3) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇・〇〇七四)

ハ 受付期間

平成二十九年四月三日(月)から同年四月十四日(金)まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
造園	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
鑄造	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
金属熱処理	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
粉末冶金 <small>や</small>	一七、九〇〇
機械加工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
放電加工	一七、九〇〇
金属プレス加工	一七、九〇〇

鉄工	一七、九〇〇
建築板金	一七、九〇〇
工場板金	一七、九〇〇
仕上げ	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
機械検査	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
電子機器組立て	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
電気機器組立て	一七、九〇〇
産業車両整備	一七、九〇〇
鉄道車両製造・整備	一七、九〇〇
建設機械整備	一七、九〇〇
婦人子供服製造	一七、九〇〇
家具製作	一七、九〇〇
建具製作	一七、九〇〇
プラスチック成形	一七、九〇〇
石材施工	一七、九〇〇
建築大工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
とび	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
左官	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
ブロック建築	一七、九〇〇
タイル張り	一七、九〇〇

畳製作	一七、九〇〇
防水施工	一七、九〇〇
内装仕上げ施工	一七、九〇〇
サッシ施工	一七、九〇〇
化学分析	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
表装	一七、九〇〇
塗装	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
路面標示施工	一七、九〇〇
舞台機構調整	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
産業洗浄	一七、九〇〇
商品装飾展示	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
フラワー装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)

備考 手数料の欄の()内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号(埼玉
 県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表産業労働部の項第十号金
 額の欄の知事が別に定める者について)に定める者に適用する。

ロ 学科試験(全職種)
 三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表
 平成二十九年七月十六日(日)に学科試験を実施する職種にあつては、同年
 八月二十五日(金)に、その他の職種にあつては同年九月二十九日(金)に埼
 玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面
 で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
 協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第二百七十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十九年年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、
プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス
盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工
（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板
金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、熔融亜鉛めっき作業）、アル
ミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金
型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカス
ト（ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業）、電
子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、
配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、
プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人
子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具
製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製
造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、
段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プ
ラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、
ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工
（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセー
ジ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工
工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官
作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管
作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリ

ート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 基礎一級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

ハ 基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

ニ 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇-〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙は、協会で交付する。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一七、九〇〇円

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

越谷市七左町七丁目地内

四 作業期間

平成二十九年二月十七日から平成二十九年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

久保川流域（狭山市内）

四 作業期間

平成二十九年二月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十三号

平成二十八年埼玉県告示第十三号で公示した公共測量は、平成二十九年一月三十一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

川口市から川口市計画保育所の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

桶川市から桶川都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	北本市本宿七丁目三番三地先から同 市本宿七丁目七三番一地先まで	区 間
一六・〇〇〓三八・六八	一六・〇〇〓一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	六二・一〇	延 長 (メートル)
路予定区域の一部変更である。	平成二十一年十二月二十五日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第十九号で告示した道	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣桶川さいたま線 北本市本宿七丁目地先から同市本宿七丁目地先ま

で

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北本市本宿七丁目三番三地先から同市本宿七丁目七三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月三日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十九年三月三日付け埼玉県北本市土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六二・一〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
吉川市大字下内川字腰巻二三三 番一地先から同市大字上内川字 下根通一七〇三番一地先まで		区 間
一一・五〇〇 一四・九〇	一〇・二〇〇 一〇・八〇	敷地の幅員 (メートル)
七二八・八〇		延 長 (メートル)
江戸川堤防強化工事に伴う付 替道路		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字下内川字腰巻二三三番一地从り同市大字上内川字下根通一七〇三番一地从りまで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号における道路予定区域の供用開始である。延長七一八・八〇メートル。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十九年二月二十三日

指令川建セ第二八〇〇一三一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月一日

川建セ第二八〇〇七二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字伊古字麓千六十二番五、千六十二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県滑川町大字伊古千六十二番地二

武内 愛弓

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年三月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

			指定番号
			指定に係る道路の種類
			指定の年月日
			指定に係る道路の位置
			指定に係る道路の延長 (単位メートル)
			指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
第三号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	平成二十九年 二月二十四日	
埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百十九番三から 埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百十八番一まで	埼玉県鴻巣市本町一丁目二千九百二十一番三から 埼玉県鴻巣市本町一丁目二千九百二十八番まで	埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百十九番三から 埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百十八番一まで	
百三十三・八	五十八・三	百四十・五	
十二・〇	十六・〇 十七・五	十七・五 十八・〇	

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年三月三日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	鈴 木 聖 二
埼玉県監査委員	諸 井 真 英

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の対象事務

平成27年度・平成28年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 218機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、幸手保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所
産業労働部	計量検定所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	越谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所
病院局	精神医療センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センタ

	<p>一江南支所、熊谷図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川越工業高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢商業高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、蓮田松韻高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、川口特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、和光特別支援学校</p>
警察本部	<p>大宮警察署、蕨警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、西入間警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(3) 監査実施日

平成28年11月1日～平成28年12月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

テーマ1 「子供の貧困対策について」

ア 監査の視点

施策の推進体制が効果的に機能しているか

- ・計画の進行管理

貧困の状況にある子供を確実に把握し、施策につなぐ体制が整備されているか

- ・貧困の状況にある子供への対応
- ・学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進体制

イ 委員監査の対象機関 6 機関

所管部局	監査対象機関
福祉部	社会福祉課、少子政策課、こども安全課
教育局	高校教育指導課、生徒指導課、義務教育指導課

ウ 監査実施日

平成29年1月23日

テーマ2 「企業との連携協定について」

ア 監査の視点

県の施策目標の実現のために、民間企業との連携協定が有効に活用されているか

- ・協定活用に向けた課題
- ・協定に関する企業の意向

イ 委員監査の対象機関 3 機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	改革推進課
保健医療部	健康長寿課
都市整備部	都市計画課

ウ 監査実施日

平成29年1月23日

(2) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的かつ効果的に行われているかを検証

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
産業労働部	中央高等技術専門校	平成 27 年度の「産業廃棄物収集運搬委託」(20,000 円)及び「産業廃棄物処分委託」(259,200 円)について、次の点で不適切であった。 1 産業廃棄物処理の委託において、契約書に記載していない種類の廃棄物を法令に違反して委託していた。 2 収集運搬及び処分に係る請求金額が、契約金額を超えていたにもかかわらず、請求金額のとおり支出した。 3 「産業廃棄物処分委託」に係る随意契約において、2 者以上から見積書を徴収する必要があったにもかかわらず、これによらず契約を締結した。

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	総合治水事務所	平成28年度に現金領収した公文書の写し作成費用について、最初に収納した日から起算して5日目には指定金融機関等に払い込まなければならないところ、払い込みが遅延していたことは不適切であった。
教育局	富士見高等学校	平成28年4月に行った行政財産使用許可に基づく5～9月分の管理費について、平成28年11月まで調定、納入通知を行わなかったことは不適切であった。
警察本部	熊谷警察署	平成27年度の「被留置者食糧の単価契約」について、予定価格調書の予定価格に誤った金額を記載したことを認識しないまま、入札を執行して契約を締結したのは不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十九年三月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県民生活部	男女共同参画推進センター	平成 28 年 12 月 16 日 (第 2859 号)	平成 27 年度の「埼玉県男女共同参画推進センター保育士派遣業務委託」に係る随意契約において、2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1 者からのみの徴取で契約を締結したことは、不適切であった。	再発防止のため、センター内で財務研修を実施し、職員へ監査結果を周知するとともに、財務規則と出納員研修資料（会計実地検査結果事例）を使用し、随意契約を行う際の見積書の徴取について十分確認し、適切に執行するよう指導徹底した。
農林部	農業技術研究センター	平成 28 年 12 月 16 日 (第 2859 号)	平成 27 年度の「産業廃棄物収集運搬委託契約」及び「産業廃棄物処分委託契約」（契約金額合計 599,940 円）について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、センターの運営会議で監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の執行にあたっては埼玉県財務規則等の関係法令を十分確認するよう徹底した。 また、担当職員が農林部で実施した財務研修に参加し、産業廃棄物処理委託における会計事務処理の注意点などについて再確認を行った。
警察本部	警察学校	平成 28 年 12 月 16 日 (第 2859 号)	平成 27 年度の「警察学校庁舎環境衛生管理業務委託」（2,592,000 円）の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。	再発防止のため、契約締結時及び契約後における各種手続の履行を徹底させるため、契約事務チェックシートの中に新たに書面交付等の確認項目を設けるなど、複数人によるチェック体制を確立した。 また、県警本部内全ての財務執行所属に対し、同様の誤りを防止するため、契約事務の正しい履行による財務事務の適切な処理について通知した。